

徳島県告示第三百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

同	有限会社徳島ケアシステム	名称
同	八 小松島市中田町字新開四	主たる事務所の所在地
有限会社徳島ケアシステム居宅介護支援事業所 さくら	有限会社徳島ケアシステムデイサービスセンター さくら	指定に係る事業所の名称
同	八 小松島市中田町字新開四	指定に係る事業所の所在地
居宅介護支援	通所介護 介護予防通所介護	事業の種類
同	令和六年五月三十一日	廃止年月日